破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２３号
愛知県稲沢市国府宮１丁目10番２号　レオパレスＳ＆Ｔ108
債務者　平瀬　弘之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５号
北海道目梨郡羅臼町麻布町６番地
債務者　福田久美子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４１号
宮城県牡鹿郡女川町浦宿浜字浦宿81番地の１浦宿万石浦住宅９号
債務者　松川　香里
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
山口県宇部市大字際波103番地287　西宇部県営住宅１号棟301号、前住所山口県宇部市大字際波911番地１
債務者　柏谷　健二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６５号
山口県宇部市大字東岐波5545番地13
債務者　八木　　勝
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第７２号
山口県宇部市西平原１丁目２番21―202号
債務者　杉山登志子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２４１号
名古屋市中村区深川町３丁目20番地　ラール深川101号
債務者　芳野　　薫
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７０７号
名古屋市西区万代町２丁目55番地の２　ハートイン万代町３Ｂ号
債務者　吉田麻衣子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３３号
名古屋市中川区四女子町１丁目14番地
債務者　本田　栄作
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７３４号
名古屋市中川区四女子町１丁目14番地
債務者　本田　幹子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１０号
山形市白山１丁目４番24―203号　プロミネンス白山弐番館、前住所山形市白山１丁目２番14―１Ｅ号　ラビットハウス白山
債務者　佐藤　瑠実
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３２号
山形県北村山郡大石田町大字大石田甲572番地１号
債務者　山口　未枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８号
山形県西村山郡河北町谷地字月山堂883番地の１　メゾン・ミレーゼ103号
債務者　渡辺　新一
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４０号
函館市東山町197―315、住民票上の住所函館市湯川町１丁目14番22号
債務者　池田　麻衣（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４２号
函館市高丘町14番23号
債務者　廣瀬　和成
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６０号
函館市赤川町365番地１
債務者　田畑　　忍（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６２号
北海道北斗市久根別２丁目13番25号
債務者　山下　美樹
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで　函館地方裁判所